

令和5年第2回豊頃町議会臨時会会議録

令和5年11月24日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第43号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）
日程第 4	議案第46号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 5	議案第44号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 6	議案第45号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第47号	豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	鏑 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君

施設課長	越谷光裕君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
消防署長	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係主査	手塚健人君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和5年第2回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番藤田博規議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第43号

- 中村議長 日程第3 議案第43号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案第43号令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

一般会計補正予算書(第5号)1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,037万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費に福祉灯油等420万円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費に燃油高騰対策事業交付金3,080万円を追加。

4項水産業費に燃油高騰対策事業交付金350万円を追加。

6款商工費、1項商工費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金1,760万円を追加。

次に歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税5,290万円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金320万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款農林水産業費、1項農業費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 こちらの燃油高騰対策事業交付金についてですけれども、詳細について、どのような事業内容かお聞かせ願います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

今回の交付金の補正の根拠でございますけれども、まず急激な円安や不安定な世界情勢によりまして、燃油価格が高騰しております。令和4年1月から国による燃料油価格激変緩和対策事業が発動されておりました、対策が講じられております

が、依然として高値で推移しているところでございます。

このため、国による燃料油価格激変緩和対策事業が実施される前の令和3年の軽油の平均単価と、今年今現在の軽油の平均単価を比較しまして、負担増加相当分を補助することといたしました。令和3年平均単価がリットル当たり108円、令和5年平均単価がリットル当たり122円、差額14円でございます。それに令和4年12月から今年の11月末までの使用料の見込みでございますけれども、220万リットルに先ほどの差額14円を乗じた3,080万円を交付することとしております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4項水産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 質問というよりも、確認という意味合いで発言させていただきます。

まず一つは福祉灯油ですが、これは既存の200リットルから400リットルというのは非常に今日臨時会が始まる前にすでにメディアではこの内容を報道されています。非常に町民からの反響が高いということで、私はそういう意味での物価高騰やあるいは燃料、特にこれからの冬期間に対する対応としては、迅速な対応については非常に高く評価するものであります。

これについて一言ですが、200から400になったというのは今年度だけですか、という意見も町民からございました。この辺の考え方を町長にお聞きしたい、これが一点です。

同時に、今後についてのこれらの対応について、実はプレミアム商品券も、これも商工会を通じて発表になりました。2割が3割という、この金額についての考え方も、これは一般の全体の町民からの反響は大であります。従ってそういうようなものについての確認の意味で私がお聞きしたいのは、今後についてと、あるいは当面なのか、というところの、これは経済状況によって考えていくということになるんだろうと私は対応しておきましたが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まず福祉灯油についてでございます。今回200リットル支給分を400リットルまでということで引き上げさせていただきましたが、すでに200リットルの交付の手続きは進められていたというところで今回400リットルに引き上げたというところでございます。やはり議員おっしゃるとおり、冬期間を迎えるにあたって非常に高齢者世帯ですとか非課税世帯含めて大変であろうという部分がありまして、倍にしたというようなことでございます。

今年だけなのかどうなのかという話でございますけれども、これはやはり昨今の状況を踏まえた中での対応というところで理解をいただいて、今のところは今回特別な形で倍にしたというようなことで、押さえていただければ良いかなと思います。

それとプレミアム商品券につきましても、20%から30%に引き上げたというところでございます。これにつきましてもこの物価高騰対策というところ含めると、何かこう町内全般的に住民も商工業者も、今回他に農業漁業というところ出ていますけれども、全般的なところを考えたときに、このプレミアム商品券を10%引き上げて、経済的にも使っていただくのが一番かなというところで対策をさせていただいたところでございます。これにつきましても、あくまでも今回の12月の措置ということで考えさせていただいて、新年度については状況を見ながらこのプレミアム率というところは、基本は10%20%ということではないということでは思っていますので、そこはまた新年度商工会とかからも色んな要望が挙がってくるかと思っておりますけれども、その辺を見極めながら判断をさせていただきたいなと思います。基本この10%引き上げて30%にするというのは今回だけの措置というような形で、理解をいただければなとそのように思っております。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この内容については非常に日常生活に響くといえますか、直結するような内容で、非常に私はそういう意味での年末を迎える町民については、対策としては非常に迅速な、いわゆる一般的にスピード感をもってそれをやっていただいたということがこの臨時会において大きな意義があったなと思います。

もう一点はどういうことかというところ、せっかくここまで来た、こういう政策を出していただいた、この件について非常性からみると灯油辺りはなんとなく安定価格に落ち着きつつあると。この実行をいつ頃町民に徹底するかというところの予定をちょっとお聞きしたいという風に思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問は、この対策、400リットルに引き上げたところ含めていつやるんだという話だと思います。

もうすでに先ほどお話をさせていただいたとおり、200リットルの申請は受け付けています。対象も変わらないということでもありますから、担当課のほうで交付するとき、またすでに始まっていけば追加するような形で、年内にはしっかりと皆さんの手元にきちんとこの交付券が届くようなことで、対策をしたいと。それであれば、今回臨時会にかけた意味が全くないということになりますので、迅速な対応を取ってまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 これで、質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●中村議長 日程第4 議案第46号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第46号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

本案は、人事院が本年8月7日に勧告した国家公務員給与等に関する改定が、11月17日国会において勧告どおり可決成立したことから、このことに準じて本町の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に改正内容につきまして、議案説明書5ページ、説明第3号を参照願います。

第16条第2項は、期末手当の率の改正で、支給率「100分の120」を「100分の122.5」に改め定めるもので、臨時の措置として、令和5年12月期の支給率「100分の122.5」を「100分の125」とするものであります。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員の規定であります。本町においては現在の再任用職員が該当となります。この期末手当の率「100分の67.5」を「100分の68.75」に改めるもので、臨時の措置として、令和5年12月期の支給率「100分の68.75」を「100分の70」とするものであります。

第16条の4第2項は、勤勉手当率の改正で、支給率「100分の100」を「100分の102.5」に改めるもので、臨時の措置として、令和5年12月期の支給率「100分の102.5」を「100分の105」とするものであります。

6ページです。第16条の4第3項は、定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員の規定で、勤勉手当の率「100分の47.5」を「100分の48.75」に改めるもので、臨時の措置として、令和5年12月期の支給率「100分の48.75」を「100分の50」とするものであります。

別表第1の改正は、議案書に戻っていただいて、議案書7ページから9ページの給料表のとおりで、1級から6級までの号給を平均0.3%から5.2%引き上げるものであります。

なお附則として、1、この条例は、令和5年12月1日から施行し、改正後の給料表は令和5年4月1日から適用するもので、2につきましてはただいま御説明した内容です。3、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号及び議案第45号

●中村議長 日程第5 議案第44号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第6 議案第45号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第44号及び議案第45号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第44号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第45号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

議案書1ページ及び3ページを御覧願います。

本案は、ただいま議決いただきました議案第46号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正の内容について、議会議員及び特別職の期末手当についても、同様に改正するもので、議案説明書1ページ、説明第1号及び3ページ、説明第2号の改正後の案のとおり、議会議員及び特別職の期末手当支給率「100分の220」を「100分の225」に改めるものです。

附則として、1、この条例は令和5年12月1日から施行し、2、臨時の措置として、この条例の施行の際、改正後の規定にかかわらず、令和5年12月期に支給する期末手当の算定については、「100分の225」を「100分の230」に読み替えるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

議案第44号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号

●中村議長 日程第7 議案第47号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

議案第47号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、先ほど議決いただきました議案第46号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正において、月例給及び期末勤勉手当の引き上げを行ったことから、会計年度任用職員の月例給及び期末勤勉手当についても引き上げるため、所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について、御説明いたします。

議案説明書7ページを御覧願います。

第27条第1項は、勤勉手当率の改正で、支給率「100分の52.5」を「100分の55」に改め定めるもので、期末手当は、正職員の規定を準用することから、期末勤勉手当支給率を年間「100分の345」から「100分の355」に改めるものであります。別表の改正は、議案書13ページの給料表のとおりで、1号給から180号給を0.33%から8.0%引き上げるものであります。

なお附則として、1、この条例は、令和5年12月1日から施行し、改正後の給料表は令和5年4月1日から適用するもので、2、この条例の施行の際、令和5年12月に支給する勤勉手当の算定は、改正後の第27条第1項の規定にかかわらず、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の55」を「100分の57.5」に読み替え、3、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●中村議長 これで、令和5年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員